

## オホーツク A I 推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、オホーツク A I 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、オホーツク管内の市町村と北海道オホーツク総合振興局が連携し、オホーツク地域の魅力を高め、地域内外にその魅力を発信することにより、オホーツク地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) オホーツク地域の各種情報の発信に関する事業
- (2) オホーツク地域の魅力の再認識及び地域の一体感の醸成に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。ただし、事業を実施するため専門的知識を有する者から意見を聴取する場合その他の必要がある場合は、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、前項ただし書の規定による意見の聴取等が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、北海道オホーツク総合振興局長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(監事)

第6条 協議会に監事を2人置く。

- 2 監事は、委員が互選する。
- 3 監事は、協議会の会計その他事務を監査する。
- 4 監事の任期は、2年とする。ただし、監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、再任されることができる。

(総会)

第7条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議決事項は、次のとおりとする。
  - (1) 予算（負担金を含む。）及び決算に関する事項

- (2) 事業計画の策定及び実績の報告に関する事項
  - (3) この要綱の制定及び改廃に関する事項
  - (4) 協議会の解散に関する事項
  - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 5 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
  - 6 総会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。
  - 7 委員は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、当該委員の補助機関である職員を代理人として議決権を委任することができる。
  - 8 第5項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、書面により総会を行うことができる。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員の補助機関の職員のうち、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、次の事項を協議し、決定する。
  - (1) 総会に付議すべき事項に関する事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他幹事長が必要と認めた事項
- 7 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 8 幹事会の議事は、出席した幹事の3分の2以上をもって決する。
- 9 幹事は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、委員の補助機関である職員のうち幹事以外の職員を代理人として出席させることができる。
- 10 第7項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、書面により幹事会を行うことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を円滑に処理するため、事務局を北海道オホーツク総合振興局地域創生部に置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部長とする。
- 4 事務局次長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長とする。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会に関する事務の総括

(2) 市町村その他関係機関との連絡調整

(3) 協議会の経費の執行、管理等

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 予算は、総会の議決によりこれを定めなければならない。

3 決算は、監事の監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。

4 協議会の経費は、協議会委員の負担金及び利息その他の収入をもって充てるものとする。

5 前項の負担金は、各委員が同額を負担するものとする。

6 協議会の経費の執行、管理等については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の規定に準じて会長が別に定めるところにより、処理するものとする。

(剰余金の処理)

第11条 決算において、剰余金が発生した場合は、総会の議決を経て処分しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和4年5月10日から施行する。